

障害年金の額改定請求に関する検討会 開催要綱

1. 趣 旨

障害年金の受給権者が障害の程度が増進したことによる額の改定の請求（以下「額改定請求」という。）を行う場合、障害年金の受給権を取得した日又は障害の程度の診査を受けた日から起算して1年を経過した日以降に行うこととして、待機期間が設けられている。

今般、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成24年法律第62号）により、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として厚生労働省令で定める場合には、額改定請求の待機期間を要しないこととされた。

本検討会は、「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として厚生労働省令で規定すべき事項を検討するため、大臣官房年金管理審議官が日本年金機構の障害認定審査医員等の有識者の参集を求め、開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 「障害の程度が増進したことが明らかである場合」として定める事項について
- (2) その他

3. 構成員

- (1) 本検討会の構成員は、別紙に掲げるものとする。
- (2) 本検討会の構成員のうち1名を座長として、大臣官房年金管理審議官が指名する。
- (3) 座長は、必要に応じて関係者等に出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

4 運 営

- (1) 本検討会は、公開とする。
- (2) 事務局は、日本年金機構の協力を得て、年金局事業管理課給付事業室において行う。
- (3) この要綱に定めるものの他、検討会の運営に必要な事項については、検討会において定める。

(別紙)

障害年金の額改定請求に関する検討会 構成員

(氏 名)

(所属及び役職)

いしもと しんいち
石本 晋一

J R 東京総合病院 耳鼻咽喉科部長

いちはら まさと
市原 眞仁

ふれあい町田ホスピタル 副院長

くさの たすく
草野 佐

社会保険鰯沢病院 元病院長

こざわ ただひこ
小沢 忠彦

小沢眼科内科病院 院長

たぐま よしお
田熊 淑男

仙台社会保険病院 病院長

たけだ ひろし
竹田 宏

東京慈恵会医科大学附属第三病院 感染制御部診療部長・呼吸器内科診療医長

とよはら けいぞう
豊原 敬三

日本年金機構障害年金業務部 医療専門役

なかじま やそいち
◎中島 八十一

国立障害者リハビリテーションセンター 学院長

わだ たかし
和田 高士

東京慈恵会医科大学総合健診・予防医学センター 教授

◎：座長

(敬称略・五十音順)

<オブザーバー>

あおしま かずひろ
青畷 和宏

ワコウクリニック 院長